

本健康づくり課予防係（☎内線1172）

国民健康保険特定健診実施中

後期高齢者健診実施中

40歳以上の安中市国民健康保険加入者と群馬県後期高齢者加入者および生活保護受給者対象の健診を実施しています。

市内の医療機関で受診する「個別健診」と、決められた日時に各保健センターや公民館などで受診する「集団健診」があります。対象者はいずれか一方を受診してください。結果通知は、個別健診は医療機関から、集団検診は市からお知らせします。



毎年健診を受けることが大切です
市国保では、半数以上の人人が健診を未受診となっています。メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、重症化してしまいます。年に一度は健診を受診し、健康状態をチェックしましょう。

市国保特定健診を受けた人には、保健師・管理栄養士による健診結果相談会を、無料で実施しています。ご自身

☆健診時に持参するもの

- ①自分の保険証
- ②特定健診(または後期高齢者健診)受診票・受診券
- ③採尿した尿容器(集団健診のみ)

☆注意事項

- ①朝食は食べずに受診してください（食後に受診すると血糖値などの数値が変わってしまう、正確な判定ができません）
- ②受診票・受診券裏面の「質問票」は必ず記入してください（血圧・血糖・コレステロールを下げる薬を服用している人は、必ず「はい」と回答してください）

特定保健指導の対象となつたら必ず利用しましょう
市国保に加入している40歳から74歳までの人に、特定保健指導を行っています。
特定健診の結果や質問票から、生活習慣病発症の可能性が高いと予測される人には、隨時「特定保健指導利用券」を送ります。届いた人は必ず特定保健指導を受けましょう。

※健診当日、特定保健指導の対象と見込まれる人には、健診時に特定保健指導を実施しています。今まで「仕事が忙しい」「予定が合わない」と利用できずにいた人にも、気軽に利用しやすくなっています。



特定保健指導を利用するとさらに特典があります

の生活を振り返り、健康管理に役立つでしょう。

特定保健指導を利用するとさらに特典があります

☆特定保健指導とは
特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師・保健師・管理栄養士などが、対象者の状態にあった生活習慣の改善に向けた支援を実施することです。

※特定保健指導の実施方法は、医療保険者によって異なります。加入している医療保険者に問い合わせてください。